

提言「島田市における公民館の今後の在り方（指針）」

はじめに

令和4年4月21日、島田市教育委員会より「島田市における公民館の今後の在り方について」の諮問を受けました。

何度も耳にしたことがある「公民館」という言葉ですが、改めてその在り方を問われたとき、私たちは立ち止まらずを得ませんでした。それは公民館があまりにも身近にありすぎて、その目的にまで思いを馳せる機会が少なかったからです。

そこで、古くは戦後公民館が設立された起源にまで遡り、資料を読み込むことから始めました。公民館の目的はその時代の変化に伴って変遷してきており、設立当初は一人一人が充実した人生を送るために生涯に渡って学習する場を保障する必要があり、公民館は学習の場としての機能が色濃く打ち出されていました。時代の変遷に伴い公民館はその役割が多岐に渡ってきます。そして、徐々に「人と人をつなぐ場」としての役割を求められて来ていることがわかりました。

私たちは、人々の考え方が多様化し、さらにSNS等の情報機器を通して、居ながらにして世界中の人とつながることができる今の時代だからこそ face to face のコミュニケーションが必要であり、人と人をつなぐコミュニケーションのハブのような場として、公民館は今後も重要な役割を果たしていくのではないかと考えました。公民館という場で今までにはなかった様々な活動が行われていく。そこには幼児から高齢の方々や地域に住む外国籍の方、そして、なかなか自分の生活圏から出ることのできない方など、様々な方が集い、コミュニケーションの輪が広がっていく。そのような場としての公民館が、今後の島田市には必要ではないのでしょうか。

では、現在の公民館はどのような運営をされていて、そこにはどのような課題があるのでしょうか。私たちは市内3公民館だけでなく、近隣市の公民館やコミュニティーセンターをも視察し、島田市の現状と合わせて問題点を分析し、その解決策について検討を重ねました。各施設にはそれぞれ利点や課題がありましたが、共通する課題は質問の中にもあった、利用者の固定化でした。様々な年代の地域住民に公民館に足を運んでもらうには、工夫が必要です。今後の公民館の在り方について、いくつかの視点を定め、それぞれに対して具体的な方策を「事例」として、実際に成果を収めた事例を「エピソード」として挙げ、今後の運営に役立ててもらえればと考えました。

今回、3公民館についての提言をまとめましたが、公民館のない地区においても、公会堂や隣保館など公民館に付随する施設を利用して、公民館と同じような機能期待できると考えました。公民館の実践を市内の他地域に広める努力をすることで、市内全体に人と人がつながるネットワークづくりに力を入れることが期待できると考えます。

島田市教育委員会には、この答申を参考にしながら島田市の公民館の在り方についての指針を策定し、「人と人がつながる公民館」として機能することに力を入れていただきたい。

1. 公民館の創設背景

(1) 寺中構想「公民館のコンセプト」(1945年10月)

公民館は第2次世界大戦により、荒れ果てた郷土のみならず、人々の心を立て直し、民主主義による国家へと復興していくために、全国各地に設置されました。

その構想は、当時の文部省公民教育課長(後の社会教育課長)であった寺中作雄らが作成し、連合国総司令部(GHQ)の成人教育担当官・ネルソンらとの綿密なすりあわせを経て、取りまとめられ、「寺中構想」と呼ばれています。

寺中作雄は著書「公民館建設 ー新しい町村の文化施設」の中で、われわれのための施設であることを基本理念とし、公民館の機能として以下の5つの機能を挙げています。

1. 公民館は社会教育機関である。
2. 公民館は社会娯楽機関である。
3. 公民館は町村自治振興の機関である。
4. 公民館は産業振興の機関である。
5. 公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関である。

公民館は、社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興、青年養成の目的を総合して成立する地域の中核機関であるとしています。

(2) 文部次官通牒「公民館の設置運営について」(1946年7月)

この「寺中構想」に基づいて、1946年(昭和21年)7月5日、文部次官通牒「公民館の設置運営について」(発社122号)が地方長官宛に発せられ、公民館構想を政策として打ち出します。

国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に応ずるために地方に於いて社会教育の中核機関としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるのも少なくない事はまことに欣ばしいことである。よって本省に於ても此の種の計画が全国各町村の自発的な創意努力によって、益々強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することになったから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

尚本件については内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

新日本建設のために最も重要な課題として、

- ・国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的水準を引上げること
 - ・町村自治体に民主主義の實際的訓練を与えること
 - ・科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くこと
- を挙げています。

2. 制度上の公民館の目的、役割、運営基準等

(1) 社会教育法20条、21条、22条、23条

1949年（昭和24年）に制定された社会教育法で、公民館は明確に社会教育施設として規定されています。

① 社会教育法20条「目的」、21条「公民館の設置者」、22条「公民館の事業」、23条「公民館の運営方針」23条の2「公民館の基準」に関する条文

○社会教育法 抜粋

第五章 公民館

（昭26法17・旧第4章繰下）

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正）

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（昭二八法二——・平——法八七・一部改正）

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(____の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。)

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(昭三四法一五八・追加、平一一法一六〇・一部改正)

② 公民館の設置及び運営に関する基準

社会教育法第23条2第1項の規定に基づき、「公民館の設置及び運営に関する基準」(改正)が文科省から発出されています。(平成15年6月6日付文部科学省告示第112号)

そして、この告示について、同日付けで具体的留意事項が文科省局長通知として開示されているので、この提言の内容にも関連し、重要と思われる部分を抜粋して後掲します。

(2) 最近の社会構造変化に伴う運営指針等動向

① 平成29年3月社会教育法の改正「学校と地域連携、地域学校協働活動推進員委嘱」

中央教育審議会は、平成27年12月の新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についての答申の中で、地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性、学校が抱える課題は複雑化・困難化していると指摘。それらに対応するため、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図ることが必要であるとしてしました。

その答申を受け、2017年(平成29年)に社会教育法が改正され、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進し、連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備しました。

② 平成30年12月中央教育審議会答申「センター的役割、防災拠点期待」

中央教育審議会は、平成30年12月の人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についての答申の中で、今後の社会教育施設の在り方、求められる役割についても触れています。

公民館については、地域の学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割にも期待するとし、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められるようになっているとしています。

③ 令和元年6月第9次地方分権一括法「社会教育施設の首長部局への移管可能可」

先に述べた人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についての答申では、社会教育に関する事務は教育委員会が所管することを基本としています。その上で、公立社会教育施設の所管に関する特例を設け、所管を地方公共団体の長とすることができることにすることにより、他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性について、触れています。

その答申を受け、令和元年6月に公布された第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号））により、社会教育関係法律等の改正が行われました。

改正の趣旨は、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、教育委員会が地方公共団体の長に対して意見を述べられるなど、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とするものです。

3. 島田市における「今後の公民館の在り方」を検討する方向

(1) 地域社会の構造変化を受け止める

近年になって、行政や地域住民から「高齢化や核家族化に伴う人々の価値観の多様化、生活の個別化そして情報発信の革命等の社会構造変化に対応した公民館の基本機能を発揮する役割を果たしているか」が課題提起されるようになっていきます。

地域社会の構造変化として顕著なものと思われるものは

- ① 家庭や、職場、学校など地域社会において、「人と人とのつながり」が希薄となり、孤独な子育て、単身高齢者の孤立化、児童や高齢者への虐待などが深刻化していること
- ② 「団塊の世代」が社会的に引退しつつある一方、高齢者雇用の延長等で次世代の社会への参加が延長・停滞し、社会教育活動の面や自治会活動など地域社会を支える活動面の人々が「人材不足」の状況下にあること
- ③ 地域社会に対する価値観の多様化が進み、これまでの地域に根差した活動や役割への抵抗を示す人々も存在する一方、新たな発想で地域社会を盛り上げようと活動する人々も存在する。すなわち地域社会における住民のバランス感覚も多様化してきていること。
- ④ 多様性やマイペースを重視すると言われるZ世代の若者が成長し、社会参加してきている。スマホネイティブと言われ、SNSなどで情報の発信・拡散に親しんでいる世代でも。こうした世代の意識・行動が社会に影響を及ぼしてきていること。

などが挙げられます。公民館もこうした地域社会の構造変化を受け止めることが必要です。

(2) 公民館の新たな役割を探索する

公民館は社会教育法に基づき設置されているため、地域住民の学習・教育が主たる機能として運営されてきた傾向があります。地域社会構造の変化や地域住民の価値観の多様化の中、これらの機能に加え、地域づくりの拠点や地域コミュニティの中核機能等も求められています。

このことは、前述平成30年12月中央教育審議会答申で「センター的役割、防災拠点の期待」としても触れています。また、この「指針」の中でも、学びの場に加えて、人々の交流の場や居場所さらに学校との連携などを新たな役割として求めています。

(3) 「今後の公民館の在り方（指針）」の運営への反映と課題の検証

地域社会の構造変化を考慮した「今後の公民館の在り方（指針）」を次章4に記述します。

島田市が設置者となっていて、社会教育施設の中心となっている、金谷公民館、六合公民館、初倉公民館の3館と所管部署は、この指針を参考に自身の運営へ反映するとともに、派生する課題についても自己検証をされたい。

また、公民館の名称ではないものの、職員が常駐していて社会教育機能を持つ類似施設や公会館等においても可能な範囲でこの指針を参考に運営へ反映されたい。

4. 島田市における今後の公民館の在り方（指針） ～人と人とが繋がる、絆を育む公民館～

指針の枠組み

- (1) 地域における公民館の存在意義
- (2) 求められる役割と考え方
- (3) 公民館に求められる役割

(1) 地域における公民館の存在意義

私たちは、何かしら目的をもってその場所を訪れます。美しい桜を見るために桜堤を、幼子を遊ばせるために近くの公園を、推しのライブを聴くためにライブハウスを訪れる。そしてそこで心地よい思いができれば、何か良い体験ができれば、言い換えれば、その人にとってプラス（有意義性）があればまた足を運ぼうと思うのではないのでしょうか。

公民館は、地域住民の人と人とが繋がり、絆を育むために、「交流」「学ぶ」「参加」を基本的役割とし、かつ訪れる地域住民の目的に叶い、その人にとってプラス（有意義性）となる役割を担うこと、つまり地域住民にとっての存在意義（パーパス）の探求が求められます。

「課 題

それぞれの公民館が自身のパーパス（存在意義・志）を探求し、地域住民のニーズに合った事業や支援を展開しているか？

(2) 求められる役割とその考え方

以下述べる役割は、必ずしもすべてを公民館が主体となることを求めています。

公民館は限られたスタッフで運営されています。すべての役割を公民館が主体となることは困難です。地域住民の「交流」「学ぶ」「参加」を目的で活動を主催する自治会組織やNPO 組織、その他自主組織などに公民館という場所を提供し、コミュニケーションをとり、情報提供やアドバイスなどを行うことも公民館の重要な役割といえます。

(3) 公民館に求められる役割

内容項目

① 世代や分野を越えた交流の場としての公民館	P 8
② 居場所としての公民館	10
③ 学びの場としての公民館	13
④ 学校との連携を図る場としての公民館	15
⑤ 地域の防災拠点	16
⑥ 多様なニーズに柔軟に対応	16
⑦ 所管の垣根を越えたスムーズな連携	17

① 世代や分野を越えた交流の場としての公民館

公民館は、子供から高齢者まで様々な世代の人々が利用し、交流する場です。その場は、マニュアルでは推し量ることのできない伝統の継承の場でもあります。

世代を越えた交流は、人や子供を育てること、守ることでもあり、それはその地に備わっている徳『地徳』の中心的役割を担う存在であり続ける必要があります。

また、ボランティアやNPO団体などで活動されている方など、分野を越えた交流や連携を図ることができる場でもあります。それぞれの活動をとおして絆を深めることが大切です。

若い世代は日々の生活を送るのに精一杯で公民館をあまり利用できないのが実情です。

それでも、繋がる場がある、楽しむ場がある、いつかは行こうと思えるような公民館の存在が人と人を繋ぎます。

「課題」

H26年、文部科学省が「公民館参加者層の固定化」への問題提起しているように、公民館が趣味・教養的なものを中心に事業を実施してきた結果、参加者層が固定化（主に高者や主婦など）し、幅広い地域住民の参加が得られていない傾向が生じていないか？

「事例」

① 避暑休憩場所を交流の場に

最近、夏の猛暑による高齢者等の熱中症が心配されています。このため、商店・事業所などのフロアを利用して避暑休憩場所が設置されています。その場所が提供されている公民館も見られます。この場所を通年で提供されていれば、常設の交流の場になり得ます。

② 六合公民館の取り組み～若い人たちの利用を増やしたい～

他の公民館と同じように、ここでも講座の受講生は固定化している。しかも、比較的時間に余裕のある高齢者に偏っている。

館長は公民館に馴染みのない方や若い方々にも足を運んでほしいと思い、いくつかの工夫をすることにした。

まずは、働いている方でも参加できるように、講座を土日に開設することにした。

内容は、若者向きにしてみた。最初の募集で受講してくれた人は決して多くはなかったが、受講者の感想は良好だった。

「公民館はおじいさん、おばあさんたちが行くところだと思っていた。」「若い人もきていいんだね。」など率直な声を聴くことができた。また、参加してくれた方々の中には「今までほとんど

目に留めなかった回覧板をよく見て公民館の情報を読むようになったよ。」「楽しそうな講座がないかさがしながら読んでいるよ。」と好意的な感想を伝えてくれた方もいた。

若い女性の参加者は口コミで公民館の情報を広げてくれることもあり、ほんの少しづつではあるが広がりを見せている。まだまだ参加者は少ないが、地道な活動を続けていくことが大きな渦を作ることにつながるのだろうと考える。

③ 金谷公民館の夏祭り

公民館主催のイベントで、スタッフとして様々な人が参加するイベント。

公民館を利用している多くの団体に声をかけ、運営委員になってもらっていることで企画の段階でいろいろなアイデアが持ち寄られている。スタッフとなるのは、市民学級や親父の学級、利用団体の一員など比較的高齢者に加え、青年団や中学生ボランティアも参加する。

中学校が地域活動や、ボランティア活動を推奨していた時期でもあり、学校への協力依頼がしやすかった。ボランティア中学生と比較的高齢のスタッフの交流もそこで生まれている。

イベントの内容は、近隣高校生の演劇部によるお化け屋敷や、小学校で読み聞かせボランティアをしている母親による人形劇、綿あめや駄菓子、かき氷の販売、竹で作る水鉄砲など、まさに夏祭りといった内容。特に高校生のお化け屋敷は、仮装が本格的でかなり怖い。それが評判となり、金谷地域のみならず、島田市全域、他市からも親子が集まるイベントとなった。

地域住民が、いろいろな形で関わり、助け合い、盛り上げる良い例である。

④ 「福祉館あけぼの」と自治会・町内会との連携

福祉館あけぼのでは、自治会長から高齢者の引きこもりを防ぐための手立てについて相談を受けた。

館にはGゴルフ用品（クラブとボール3セット、ゴールポストとティーが8ホール分）とカラオケセット（レーザーディスク）がほとんど使われない状態で持っていることを伝えると、近くの公園を利用して4ホールのGゴルフを平日の午前中実施することになった。

当初は自治会長や館員が中心となって運営していたが、徐々に利用者に運営を任せていった。現在も継続しており、利用者が活動前後や土日を使ってグラウンドを整備するようになっていった。

またクラブ等はいつの間にかマイクラブ、マイボールになっており、初めて参加する人や不定期に参加する人が館の用具を活用するようになった。館はスコアシートのコピーをする程度のかかりとなった。また、Gゴルフに参加しない、できない人向けにカラオケ会を金曜日の午後にご実施するようになった。館はカラオケセットと湯茶用品を提供し、準備や片付けは自治会長を中心に行い始めた。曲数の不足を補うために、自治会でカラオケ曲（伴奏と歌詞のみ、映像なし）をダウンロードした。昭和初期から最新の曲までを網羅するようになった。さらに、カラオケだけでなく、活動中に軽体操や認知トレーニングを取り入れるようになった。

「エピソード」

季節感あふれる六合公民館（ロクティ）

クリスマスのころ、ロクティに行くと、プレゼントを入れた袋を担いで梯子を登っているサンタクロースに会うことができる。とてもお茶目なサンタさんにこちらも笑顔になり、つい足をとめてしまう。

夏の暑い日には玄関で涼しげな笑顔が迎えてくれる。

ロクティの館長は「春には春を、秋には秋を感じることができるような季節感にあふれた公民館にして、地域の皆さんをお迎えしたいのです」と話してくれた。この考えに賛同した六合コミュニティがぜひ協力したいと申し出てくれて、コミュニティの予算で素敵なサンタさんのイルミネーションを飾ることができたのだった。

公民館を利用する小中学生にも大好評のようだ。そして、その協力の輪が地域に広がり始めている。

私も利用者の一人として、毎回楽しませてもらっている。ある時、受付カウンターがたくさんのミモザの花で飾られていた。「この花きれいだね。どうしたの？」と尋ねると「地域の方が『家に置いてたで飾って』と言って持ってきてくれたんです。」と館長が嬉しそうに教えてくれた。「よかったらおひとつどうぞ。」という言葉に甘えて、黄色のブーケをいただいてきた。来館する地域の方ともこのような楽しい話ができて、「趣味で作ったから飾って」とかわいいうまくもったなどを持ってきてくれる方が増えてきたとのこと。まさに、公民館が地域の人と人をつなぐ場として機能してきているということではないか。

花一つ、楽しいイルミネーション一つで会話がはずみ楽しい時間を共有することができる。今度は何かあるかな、と足を運ぶことが楽しみになる。

② 居場所としての公民館

近年、日本の人口は減少する一方、外国人人口は増加してきています。島田市においても、市内に居住する外国人は1839人（令和5年末現在）でこの10年間で倍増しています。国内の人手不足とこれに伴う入管法の改正（2023年）等で今後も増加が見込まれます。

そのような背景も受けて、地域社会で外国人の居場所としての公民館が注目されます。

公民館を利用して外国人のための日本語講座、情報提供（ゴミ出しや地域のルール等）、外国人の子どもへの学習支援などを行政やNPO等の組織で実施されることで、地域との交流が始まり、外国人が地域に溶け込み、地域の手助けも期待できます。

また、外国籍の方、（例えばベトナムの方）が住んでいる地区では、今まで続けてきたお祭りなどをちょっと変えて、ベトナムの祭りの要素を入れてみます。計画の段階から住民であるベトナムの方々に参加してもらえれば、その方々と住民の方とのつながりを作ることができます。

そして、学校に行くことができないけれど勉強して進学したいと思っている児童・生徒には、小さなスペースを用意してあげます。ちょっとしたスナックなどおいてあると心が休まるかもしれません。可能なら地域の方の学習支援や世話を期待します。

フリースクール主催者など専門人材が公民館を利用して不登校児童・生徒の居場所づくりをする場合も、公民館が情報提供や募集などで支援できます。

「課題」

公民館を利用する地域の自治会、コミュニティ組織、ボランティア団体に対して、公民館の情報提供やアドバイスなどコーディネータ的役割をはたしているか？

「事例」

① 子育て広場の開催

金谷公民館でペアレントサポーターが子育て中の母親が気軽に集まれる場所として「子育て広場」を開催していた時期がある。

ペアレントサポーターは、少し先輩のお母さんという立場で若い母親の話を聞いたり、相談のつたりしていた。ここで相談したことで、「断乳が出来た」「トイレトレーニングがうまくいった」など嬉しい声が聞かれた。また、早い段階で発達の遅れに気づき、発達支援に結びついたこともあった。何よりも気軽に、いつでも立ち寄れる場所として母親らに利用されていた。

人員の確保の難しさや、予算の縮小、また同じような活動の子育て応援がしていることなどもあり、終了した。

② しまだつながり研究所の活動

しまだつながり研究所は、子どもを中心に地域の人々がつながる居場所づくりを進めている。平成31年3月、「初倉子ども食堂」を開設、令和3年10月に、駄菓子屋として「はつくらんど」開始した。初倉公民館という会場を利用した活動であり、地域の住民や初倉中学の生徒がボランティアとして運営に参加している。

初倉子ども食堂は毎月最終土曜日に開設され、未就学児とその親、近隣の高齢者等が参集し、居場所として昼食を楽しんでいる。当初は50人程度の参加者は現在(R6年)では200人に迫っている。

食堂に集まる親は隣の親と子育て等の情報交換している様子もうかがえる。

高齢者で組織するボランティア組織も絵本の読み聞かせ、折り紙教室などで高齢者と親子との交流に貢献している。

また、毎週木曜日の放課後には、幼児、小中学生、地域住民など誰でも立ち寄れる駄菓子屋「はつくらんど」を開店し、子供たちの居場所づくり、地域のおじさん、おばさんとの交流の場にもなっている。公民館の主催事業ではないが、会場の提供や運営へのアドバイスをを行っている。

③ 高砂公会堂の居場所会

鑑賞を中心とした機会とマージャン、e-スポーツの機会提供と月2回高齢者を中心とした居場所を提供している。特定の主催者で企画・運営されている。参加者は高齢者が中心。

④ わくわく元気キッズから

金谷公民館主催の子ども向け講座として「わくわく元気キッズ」というものがある。地域で活動している様々な団体が講師となり、子どもや親子にいろいろな体験をしてもらうのがねらい。

その中に小中学生に算数を教える取り組みをしている方がいる。夏休み中の日時は決まっているものの、子ども達が宿題を持って集まる場所になっている。また毎週水曜日には、中高生を対象に数学も教えている。ずっと一人で、ボランティア活動をしており、立派な方が存在している。

福祉館あけぼの

Aさんはルーマニア出身の中学3年生。小学生の時に家族で来日し、すぐに焼津で日本語を教えてもらったので、日本語はほぼ不自由なく使うことができています。しかし、ある理由で学校には行くことができていない。

Aさんの通う学校では、学校に通うことはできなくても学習したい気持ちがあるお子さんのために学習の場を作ろうと考え、地域の福祉館あけぼのを学習の場にと考えた。

館長と相談して週3日の午前中を学習時間とし、地域のボランティアを指導員として配置し学習の支援をすることにした。

そこに通っていたAさんは、学習もしたが、自分の生い立ちや友達関係など様々なことを指導員に話してくれた。指導員は学習を無理強いすることなく、彼女の話に耳を傾け、時に自分の体験を話したりした。少しずつ参加者が減っていく中でも、Aさんは最後卒業まで通うことができた。

なぜ通い続けられたのか、それは、この学習室が彼女にとっての居場所であり、話ができる大人と交流できる、安心できる場所として機能していたからではないか。

高校に通うようになってからも時々顔を見せてくれたAさんは、大学進学についても相談しにきてくれた。職員と話をしながら自分の進む道を見出していき、現在自分の決めた進路に向かって努力している。あけぼのがAさんにとってのよりどころになったのは、まずはあけぼのを会場として学習保障をしようと動いてくれた学校とそれに協力を惜しまなかった職員がきっかけづくりをしてあけぼのという居ごちのよい施設があることを知らせ、そこで大人が彼女のペースに合わせて対応したことが大きな理由だったと考える。

いやいやながらも公民館に行ってみる。そして、そこには信頼できる人がいる、そこには自分を受け入れてくれる人がいる、そこでは安心して過ごすことができる、そこに行くと楽しいことが待っている、そんな場所であることがわかれば、子どもたちも外国からきた方々や今まで敬遠していた方々も公民館に足を運んでくれるのではないか。

まずは、そのきっかけづくりが工夫のしどころか。

公民館がつなぐご縁

はつくらこども食堂はみんなの食堂、公民館の中で開催されているからこそ様々な人々が行き交う拠点となり得ています・・・

60代無職の男性 G さんは公民館のロビーに座り、クロスワードパズルを解いて一日を過ごす日々を送っていました。そんな時にこども食堂の事を知り「300 円でご飯が食べられる なら」と参加してみることに。当初は小さな子どもたちの中に体の大きなおじさんが一人混じって、浮いた存在だった G さん。そんなことはものともせず通い続け、今では特等席も獲得。大人の参加者も増えたせいか、いつもの場所に座る G さんの光景が当たり前のものとなりました。

30 代の女性 M さんは娘さんと一緒に来場しました。シングルマザー特有の悩みをスタッフに打ち明けたところ、お互いの境遇が似ていたため意気投合。「一人で子育てしている親御さんたちに何かお手伝いできないか・・・」とスタッフが考え「ひとり親家庭のための食品配布会」がスタートしました。お米やお菓子、日用品などを約 30 家庭に配布しています。受取りに来た親御さんたちの顔色等、小さな変化をキャッチしながらコミュニケーションを取り続け、新たなつながりが生まれています。

毎週土曜日に開催されている市の学習支援活動「しまだっ子」、こども食堂と日程が必ず重なるので数人の小学生、中学生が勉強の後に食事にやってきます。家庭の味を知らないで育つ子もいる中で、少しでもお父さん、お母さんの年代の人たちが作った温かいごはんを食べて活力をつけてもらう機会になればと考えています。

ボランティアさんたちが活躍する姿を見ていて自ら志願してくれた子どもがこの中にいます。まさしくしまだつながり研究所が目指す「与える側と与えられる側の境目が無い活動」がそこにはあります。小中学生ボランティアさんの中に自分も加わり、役目を持って活動するその姿には人の役に立つ喜びや誇りが感じられました。

2 階のこども食堂の様子を見ていた 1 階で働く女性 K さん。何か一緒に活動できないか？と考え、自らが関わる高齢者で構成されるボランティアチームとこども食堂との橋渡し役を担い、コラボレーションが生まれました。「はつくらこども食堂つながる広場」です。チームは読み聞かせや折り紙教室を通して来場者と交流を始めました。これが呼び水となり、大勢のお年寄りがこども食堂に出入りするようになりました。

今では約 200 人の来場者で賑わうはつくらこども食堂。先月はお客さんとして来たけど今月はお手伝いに回ろう、と入れ替わり立ち代わり人がやって来てつながりが生まれる場を作り続けます。

そしていつか「全員が知り合いのまち初倉」が実現するように

③ 学びの場としての公民館

社会教育法の公民館の目的にもあるように、住民の教養の向上を図るため、学びの場としての役割が公民館にはあります。そこで学んだ人たちが教える人になる、学びの循環は生涯学習、社会教育の理想とする形です。既に、それぞれの公民館が社会教育講座や独自の講座を実施し、自主グループによる趣味・教養講座も開催され、盛況な様子がうかがえます。

東海道金谷宿大学のように、学ぶ楽しみ、教える喜びで生きがいを持つ場として公民館を利用し、学んだ人が公会堂など様々な場所で情報を発信することは地域連携にも発展します。

さらに、市内に存在している様々なジャンルで学びを提供しようとしている人・組織を把握し、その活動を支援することも公民館の学びの場としての幅が広がります。

「課題」

地域の様々な活動分野の人材を公民館活動の指導者（講師等）として登録・登用されているか？

「事例」

① はつくら里の楽校

子供たちに、地域の材（自然や場所、活動等）を地域の人材の力を借りて学び、地域の良さを味わい、郷土愛（初倉愛）を高める目的として、初倉公民館と児童センターとの共催で、平成14年から20年以上活動している。

年2回の活動で、1回目はむかしの遊び（コマやビー玉、ふくわらいなど）を高齢者等から教えてもらいながら遊び、おばさんたちと一緒においごりをつくり、一緒に食べ、コースターづくりなどを学ぶ。講師陣は、地域のおじさん、おばさん達がボランティアで担っている。

2回目は、初倉探訪と称して、初倉地域の名所を巡り、地域の歴史や良さを知る。

案内講師陣は、初倉郷土研究会のメンバーが担っている。

その都度、小学生10～12人を募集し、ボランティアとして中学生も募集参加している。

学びの場の提供とともに、小中学生と地域の人々との交流の場にもなっている。

② 生涯学習を目的とした金谷宿大学。

教授や学生が楽しむだけでなく、学んだことを、様々な場所での活用もされている。

小学校での和文文化学習のひとつとして、金谷宿大学の大正琴の講師と学生がクラブ活動に出向くことがある。地域のイベントで、歌やダンスを披露したりもする。

また、地域にある文化財や歴史について、学校で講和した講師もいるようだ。

登山や写真の講座などは、外に出てあちこちに出かけるため、地域のよいところを、どんどん発見していける。展示会を開催したり、賞レースに参加する講座もある。

学生は比較的年齢が高いが、中には若い人もいて、世代での交流もある。それぞれの講座が目的を持って活動することで、学生の生活のよい張り合いになっていると感じる。

③ 公民館を利用して医療学習の場を提供「島田市地域医療を支援する会」

島田市の「医療・介護の環境」の実態を市民に知らせ、市民の「医療・介護の環境」の水準を維持し、更に発展させることを目的としている「島田市地域医療を支援する会」という組織がある。

医療学習会を年5回開催していて、金谷公民館、初倉公民館、六合公民館、大津農村環境改善センター、川根文化センターを会場にしている。地域における学習活動提供の場として公民館・公会堂の役割が大きい。

④ 初倉公民館の「はつくら寺子屋」

平成29年度から始まった県社会教育課が主催の「はつくら寺子屋」事業は9年目になる。

地域の教育力を活用した放課後学習支援として初倉公民館を会場として行われている。

その特色として、地域の方がその講師になったり、地域の中学生在が小学生を教えたりすることが挙げられる。また、長期休業中は地域の大学生や高校生が中学生や小学生を教えることも多くあった。そのためには、公民館長が寺子屋のコーディネーターを務め、初倉中学区の学校運営協議会に所属し、学校の教育活動の一環として活動することでより成果が上がった。

公民館と中学校が連携して寺子屋事業を進めることで、学校生徒会の公民館訪問貢献活動や地域人材の授業講師派遣、公民館内にある児童館のイベントや初倉祭りのボランティア活動などにもつながることができた。これは、公民館の教育活動における地域の拠点となり、学校と連携して地域の中の学びの場としての役割を果たすことができる実践例となった。

④ 学校との連携を図る場としての公民館

地域全体で学校教育を支援し、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育て、地域の教育力の向上を図るため、地域学校協働本部事業が展開され、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)が活躍しています。その地域と学校との連携を密にすることはもちろんですが、地域で活躍する人を学校に繋ぐ役割も公民館には求められています。

また、不登校児童・生徒の居場所としての公民館が学校と連携することができれば、児童・生徒にとってより良い支援となることは言うまでもありません。

「課 題」

学校の情報やニーズを把握し、地域資源や人材の紹介・橋渡し等連携を密にしているか？

「事 例」

① 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)を担う初倉公民館館長

初倉公民館館長は、初倉中学校区のコーディネーターを務め、他の推進員と連携をとりながら、児童・生徒の地域学習やふれあい機会のために、学校と地域人材との橋渡し役を担っている。

また、小中一貫校を目指して発足した「初倉中学校区学校運営協議会」のメンバー（副会長）でもあり、地域と学校との連携を図るためにコミュニティスクール便りの発行などで地域への情報発信に努めている。

② 公民館と学校との連携『よりみち学び』 金谷中学校⇄金谷公民館・番生寺会館

金谷中学校の依頼で部活動のない水曜日の放課後に自由参加で実施。原則として、家庭の学習環境が整っていない（弟妹の世話、家業の騒音等）生徒、家に帰るとついのもんびりしてしまう、テレビ、ゲーム、SNSに飛びついてしまう生徒、友達と学習したい生徒等が利用している。

テスト前の部活動停止期間は利用が増えるが、定時は固定利用者のみとなる。

利用時間は15:15～17:15の2時間程度。生徒は、両館のWi-Fiを利用して、学校で配布されたタブレットを活用して、復習やドリルに取り組んだり、日々の宿題等に取り組んだりしている。時には、生徒同士の教え合う姿もみられる。おしゃべり、雑談も少なく比較的集中して取り組んでいた。

なお、番生寺会館においては、長期休業中は、月曜帯（休館日）を除いて、土日、祝日も含めて、家庭環境や自己都合により利用を認めていた。3年生については、部活動が終了した時点から、学校の長期休業中と同じ扱いをしていた。

⑤ 地域の防災拠点

全国各地で自然災害が発生し、地震災害も予想される中、地域の防災拠点として、特に災害時の情報発信基地や救護所としても大いに期待できます。

当市においては、3公民館ともに当初の指定避難所ではありませんが、居住性に富んでいる公民館の施設機能は、2次避難所にはなり得ます。また、また、日頃の公民館での活動、人との繋がりが、発災時の避難所運営を円滑にするのかもしれません。

⑥ 多様なニーズに柔軟に対応

日々変化する多様性をまずは受け入れることが大事な姿勢です。

そこから発生するニーズを的確に捉え、規定概念に囚われず、柔軟性を持った対応や創造をすることが、今後の公民館活動には求められます。

例えば、公民館運営審議会のメンバーに地域の小中高校生など若者たちにも入ってもらうことで、新鮮なアイデアを得るチャンスにもなり、参加した学生の参画意識を高めることもできます。

若者たちは大人の仲間入りができたという自覚を持つこともできます。

毎年変わりなく行ってきた事業も視点を変えて見直してみると、少しの工夫で新しい方々に公民館に足を運んでもらえるようになるかもしれません。

「課 題」

公民館運営審議会は、委員の意見・提言等が運営に生かされているか、また、委員構成は公民館利用者に限らずそれ以外の者を含めて、幅広く選出されているか？

⑦ 所管の垣根を越えたスムーズな連携

隣保館や農村環境改善センターなど名称や所管は異なりますが、公民館的な機能を持った施設は存在します。それぞれの施設が各々で活動するだけでなく、施設間でのネットワーク作りなどスムーズな連携を図ることが求められます。

また、地域と市や高齢者福祉施設、社会福祉協議会など公民館機能の枠を超えた連携事業のコーディネーター的役割も期待されます。

「事 例」

① 官民地域連携の拠点「**菊川市立協和会館**」

～買い物ツアー（地域・館・市・社会福祉協議会・老人福祉施設）の連携～

交通不便な地域において、高齢化が進み、運転免許を返上した人が多い。奈多地区において、買い物がとても不便になった。最寄りのバス停まで徒歩10分、バスの本数も少なく2時間に1本程度。町内会長より館長に何とか買い物の便を助けてほしいというような相談があった。

車の手配、ガソリン代、自動車保険、運転手の確保、介助者の確保等の数々の問題があり、**協和会館**だけでは手が出せない問題であった。

そこで、市の福祉課へ相談をかけたところ、福祉課だけでは解決できる問題ではないが、地域の困窮感を考えると放置できる問題ではなく、他にも類似地域があることから、先行事例として取り組む価値を認め、社会福祉協議会へ相談をかけたところ、**生活支援コーディネーター**が現地調査を実施し、隣接地区にある高齢者介護福祉施設に話をかけたところ、デイサービス用の送迎車両の提供を申し出てくれた。使用時間は迎車の終了時点から、送車開始までの時間ということになり、保険は施設の加入している保険をそのまま適用し、ガソリン代と運転者を地域で確保してくれると車両の貸し出しを実施してもよいという合意ができた。

そこで、町内会長と館長とで、運転ボランティアと介助ボランティアを募集し、実施に漕ぎつけることができた。当初は福祉課、社会福祉協議会の支援を受け実施していたが、徐々に町内ボランティアで実施できるようになり、1回の買い物ツアーではホームセンター、スーパーマーケット、ドラッグストアを組み合わせ、市内4地域を巡回実施するようになった。

介護者は重たいものやかさばるものの運搬を手伝うようにした。さらに回数をこなすにつれ、帰りは重たいものやかさばるもの、大量に商品を購入した人もいることから、自宅前まで送り、自宅内へ運転者や介護者が運び込むようにした。

この活動は現在も月1回ペースで実施されており、この機会を利用して、参加者相互の会話を楽しむようになっているとのことである。

(参 考)

告示「公民館の設置及び運営に関する基準」に関わる留意事項

(平成15年6月6日付文部科学省局長通知) (抜粋)

1 第1条関係(趣旨)

- (1) この基準は、社会教育法第23条の2に基づき、公民館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上必要な基準として定めたものであり、公民館及びその設置者は、この基準に基づき、それぞれの公民館の水準の維持、向上に努めるものとする。

3 第3条関係(地域の学習拠点として機能の発揮)

- (1) 公民館は地域の学習拠点として、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応できるよう、幅広い関係機関等と共催で事業を実施することなどにより、多様な学習機会の提供に努めるものとする。
- (2) 地域住民の学習活動に資するよう、インターネットを通じた情報提供、衛星通信を活用した大学の公開講座や子どもたちへの体験活動に関する情報の収集・提供などにより、幅広い学習情報の提供に努めるものとする。
- (3) 地域の実情に応じて、教育・学習活動のネットワークの拠点となるよう、地域の様々な機関、団体間の連絡・調整の役割などについても期待されること。

5 第5条関係(奉仕活動・体験活動の推進)

平成13年7月の社会教育法の一部改正により、教育委員会の事務として青少年への社会奉仕体験活動・自然体験活動等の機会の提供などが明記され、各地方公共団体における取組みの一層の充実が求められていることから、地域の実情に応じて、公民館においても青少年の体験活動事業、ボランティアの養成研修、セミナーの開催、ボランティアコーディネーターによる情報の収集・提供などにより、奉仕活動・体験活動に関する学習機会や学習情報の提供の充実を努めるものとする。

6 第6条関係(学校、家庭及び地域社会との連携)

- (1) 平成13年7月の社会教育法の一部改正により、地方公共団体が任務を遂行するに当たっては、学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要な配慮が求められていることから、公民館においても、事業を実施するに当たっては、関係機関・団体との緊密な連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとする。
- (2) 地域住民の多様な学習ニーズに適切に対処するため、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、情報の収集・提供、事業の共同施設などにより、必要な協力及び支援に努めるものとする。
- (3) 事業を実施するに当たっては、参加体験型事業の実施、大活字本や点字の資料の活用、託児サービスの充実などにより、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加が促進されるよう努めるものとする。
- (4) 事業を実施するに当たっては、講師、ボランティア等としての受け入れなどにより、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

7. 第7条関係（地域の実情を踏まえた運営）

- (1) 公民館の設置者は、地域の実情に応じて、公民館運営審議会を十分に活用することなどにより、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営に努めるものとする。

8. 8条関係（職員）

- (3) 公民館の設置者は、職員の資質及び能力の向上を図るため、国際化、情報化等の進展など現代的課題への対応に配慮しつつ、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとする。また、職員自らも、公民館の運営上支障がない限り、種々の研修機会を積極的に利用することにより、専門性のある職員としての資質及び能力の向上を図ることが期待されること。

10. 10条関係（事業の自己評価等）

- (1) 公民館は、事業の水準の向上を図り、公民館の目的を達成することができるよう、日頃の運営方法の工夫改善に努めるとともに、事業の成果等について自己点検・自己評価を行い、その結果を地域の住民に公表するよう努めるものとする。
- (2) その際、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、公民館運営審議会を十分に活用することが望ましいこと。なお、必要に応じて、外部評価を導入することについての検討も期待されること。

あとがき